



外部送信規律の施行に向けて配慮すべき事項に対する 対応について

2022年11月4日
事務局

	内容	対応
1	外部送信規律の対象について、ガイドラインやその解説、FAQ等（以下「GL等」という。）において、可能な限り、わかりやすく説明すること。	電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインの解説（以下「解説」という。）の1－2において、考え方等を記載。対象サービスは、今後FAQ等において随時明確化。
2	通知又は公表を行う際の方法について、GL等において、文字の色の使い方を含め、利用者の認識や理解の向上につながる好事例を随時追加すること。	解説の2－1の（3）において、視認性の高い文字色を採用することが望ましい旨言及。その他、随時事例を追加予定。
3	通知又は公表を行う事項のうち、「利用目的」について、GL等において、事例等を用いて、なるべく具体的に説明すること。	解説の3－1の（3）において、一部記載。今後、さらに追記予定。
4	通知又は公表する事項に関して、オプトアウトの有無の記載についても、GL等において、事例として記載すること。	解説の3－2において、望ましい事項として記載。
5	通知又は公表を要しない情報のうち、「電気通信役務の提供のために真に必要な情報」については、GL等において、なるべく具体的に説明すること。	解説の4－1－1の（1）において、一部記載。今後、具体的な内容等についてさらに追記予定。
6	同意取得も含め、外部送信規律の施行状況について、適切にモニタリングすること。	解説の4－2において、望ましい同意取得の方法等について、記載。施行状況は、今後適切にモニタリング。